

皆様、こんにちは。会計事務所 KPMG フィリピンでジャパンデスクを担当しております小宮と申します。6月号まで本コーナーの執筆を担当しておりました宇田川の帰任に伴いまして、今回から私が本コーナーを担当させていただきます。以後よろしくお願いいたします。

本号より1年間の予定で、会計監査の基礎について解説させていただきます。フィリピンではほぼすべての進出日系企業は外部会計監査を受けているのではないのでしょうか。一方で、日本で経理や監査対応の経験があるものの改めてフィリピンでの会計監査対応を確認しておきたい方あるいは営業や製造をご専門としており今まで会計監査対応に触れてこなかった方もいるのではないかと思います。

そこで本号より「会計監査のいろは」として主に以下のテーマで会計監査の流れや考え方、対応方法を解説していく予定です。

監査の目的（本号）	会計監査の Timeline
準拠すべき会計基準（IFRS, PFRS, 日本基準）	Kick off meeting
監査と重要性	リスク評価手続
監査と独立性	実証手続（棚卸立会、確認状、突合）
税務調査（BIR）と会計監査	Completion 手続（法人内審査、必要書類）
グループ監査と単体監査	Closing meeting（よくある指摘事項等）

本稿では第1回目として会計監査の目的や義務など日本とフィリピンの制度を比較する形で解説いたします。

1. フィリピンと日本の会計監査

項目	フィリピン	日本
会計監査の目的	経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において 適正に表示 しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を 意見 として 表明 すること	
会計監査人の資格	フィリピン公認会計士協会（PICPA）に登録した会計士	日本公認会計士協会（JICPA）に登録した会計士
会計監査の義務	【会社法（SEC）】 ・総資産および総負債が 60 万ペソ以上 【税法（BIR）】 ・年間売上高が 300 万ペソを超える	【会社法】 ・大会社* ・監査等委員会/指名委員会等設置会社 ・会計監査人の任意設置会社 *大会社とは資本金が 5 億円以上または負債の合計額が 200 億円以上

（それぞれ上場会社には別途規定あり）

次ページではそれぞれの項目について見ていきたいと思います。

2. 会計監査の目的

会計監査（財務諸表監査）の目的は日本とフィリピンで異なることはありません。少し教科書的な定義になりますが、会計監査の目的は、会計監査人が経営者（会計監査の場合は一般的に社長や CFO など会計報告に責任を有する者を指します）の作成した財務諸表が重要な点において適正に表示しているかについて監査意見を表明することにあります。財務諸表は企業自身に加え、投資家や債権者などの利害関係者（これから投資や取引を考える潜在的な利害関係者を含む）の意思決定に必要な情報です。適正とは企業会計の基準に準拠して作成されていることに加え、利害関係者の意思決定を誤らせるような重要な誤りや偽りはないことを指します。財務諸表の利用という観点からは、日本では非上場会社の財務諸表を第3者が自由に閲覧できる制度はありませんが、フィリピンでは SEC（証券取引委員会）にファイリングされた財務諸表は一定の手続きを経ることによって入手することができます。

3. 会計監査人の資格

会計士のライセンスは各国にて異なっており、監査の責任者として監査報告書にサインする公認会計士はその国のライセンスを有している必要があります。例えば日本でも米国公認会計士（USCPA）は有名ですが日本の財務諸表監査において監査責任者としてサインすることはできません。フィリピンで監査報告書に監査責任者としてサインする者は、フィリピン公認会計士協会に登録されている必要があります。フィリピンでも監査報告書の末尾に監査責任者の資格情報（CPA License No）が明記されていますので、ご興味がある方は自社の監査済財務諸表（AFS）をご参照ください。

4. 会計監査の義務

会計監査の目的や監査人の資格などは特に日本とフィリピンの制度で大きく異なる部分はありませんが、会計監査が義務付けられている会社の規模については、大きな違いがあります。日本では上場会社等ではない場合、会社法上の大会社等のみ会計監査が義務付けられています。会社法上の大会社の定義は資本金が5億円以上または負債の合計額が200億円以上とされており、いわゆる中小企業には会計監査が義務付けられていません。日本では会社数でいうと99%以上が中小企業に該当するとされ、会計監査が義務付けられている会社は圧倒的に少数と言えます。一方、フィリピンの場合、SECの規定により、総資産及び総負債が60万ペソ以上（約160万円以上）と日本に比べるとかなり小規模な会社にも監査が求められています。またSECの規定とは別にBIRの税法の規定により年間売上が300万ペソ（約810万円）を超える会社は確定申告書にAFSを添付することが必要です。上記のSECの規定によりほとんどの日系企業は公認会計士の監査を受ける必要があるものと考えられます。

本稿では第1回目として監査制度の基礎的な部分を説明しました。次回以降各テーマに沿って解説していきます。よろしくお願いいたします。

KPMG R. G. Manabat & Co. は、世界154カ国、20万人以上の世界最大級の国際会計事務所である KPMG International の Member Firm です。日本の KPMG あずさ監査法人とも連携をし、約1,300名のプロフェッショナルが監査、税務、アドバイザリー業務を皆様に提供しております。ご質問等ございましたら以下の担当者までお気軽にお問い合わせください。

小宮 祐二 M:0917-852-7526 E-mail:ykomiya1@kpmg.com

尚、当資料、情報に基づいて被ったいかなる損害につきましても、一切の責任を負いかねます。

Yuji Komiya is a Director from Japan Desk of KPMG Philippines (R.G. Manabat & Co.), the Philippine member firm of KPMG International. This article is for general information purposes only and should not be considered as professional advice to a specific issue or entity. The views and opinions expressed herein are those of the author and do not necessarily represent the views and opinions of KPMG International or KPMG RGM&Co. For comments or inquiries, please email ykomiya1@kpmg.com.